

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

#### 奈良県教育委員会規則第四号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二中「保護者の」を「経済的な」に改める。

第二十八条の七の次に次の一条を加える。

（成年に達している生徒に関する手続の特例）

**第二十八条の八** 第二十八条から前条までの規定にかかわらず、生徒が成年に達している場合は、当該各条の規定による保護者の連署を要しないものとする。

第三十五条の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、生徒が成年に達している場合においては、当該生徒が入舎願又は退舎願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第七号様式及び第十号様式中「~~和隣~~」を「~~和隣~~」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。